労第八三〇号

昭和四十二年四月八日

労働組合法第五条第二項ニ基ク労働組合ノ資格審査ニ関スル件

（申立人）

大阪府堺市大字堂山字土分六百番地

社会局長官　[illegible]

大阪府堺市大字堂山字土分六百番地

大阪神崎川府県航運労働組合

代表者　[illegible]

（被申立人）

大阪府堺市大字堂山字土分六百番地

[illegible]

代表者　[illegible]

主文

本件申立ハ之ヲ却下スル。

理由

一、申立人ハ、主文ノ如キ決定ヲ求メ、その理由トシテ、申立人組合ハ、昭和四十年十月一日結成セラレ、同月二十日労働組合法第五条第二項ニ基ク資格審査ノ申請ヲ為シタルニ、被申立人ハ、申立人組合ハ、労働組合法第二条ノ労働組合ニ該当シナイトシテ、資格ヲ認メナイ旨ノ決定ヲ為シタノデ、茲ニ本件申立ニ及ンダ旨主張シ、被申立人ハ、申立人組合ハ、労働組合法第二条ノ労働組合ニ該当スルモノデアルカラ、申立人組合ニ対シ資格ヲ認メル旨ノ決定ヲ為スベキ旨ノ答弁ヲ為シ、申立人ハ、右答弁ニ対シ、申立人組合ハ、労働組合法第二条ノ労働組合ニ該当シナイ旨ノ陳述ヲ為シタ。

二、本件記録ニ徴スレバ、申立人組合ハ、昭和四十年十月一日結成セラレ、同月二十日労働組合法第五条第二項ニ基ク資格審査ノ申請ヲ為シタルニ、被申立人ハ、申立人組合ハ、労働組合法第二条ノ労働組合ニ該当シナイトシテ、資格ヲ認メナイ旨ノ決定ヲ為シタノデ、茲ニ本件申立ニ及ンダ旨主張シ、被申立人ハ、申立人組合ハ、労働組合法第二条ノ労働組合ニ該当スルモノデアルカラ、申立人組合ニ対シ資格ヲ認メル旨ノ決定ヲ為スベキ旨ノ答弁ヲ為シ、申立人ハ、右答弁ニ対シ、申立人組合ハ、労働組合法第二条ノ労働組合ニ該当シナイ旨ノ陳述ヲ為シタ。

写
争 4.5.9 中-21

要旨
(1) 一般労働者四千名復職シ新制服制ヲ復活セリ
(2) 六日労働者三千名ハ解雇ヲ容認シ未払給料
又解雇手当ヲ受領ス